

商品名 通知預金

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	通知預金
販売対象	法人、個人
期間	特に期間の定めはありません。 ただし、預入後最低7日間は据置期間が必要です。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1万円以上 1円単位
払戻方法	据置期間経過後随時払戻しできます。 ただし、払戻しする日の2日前迄にご通知ください。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 解約時(払戻時)に一括して支払います。 1年を365日とする日割計算 付利単位を1,000円として利息を計算します。
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。
手数料	-
付加できる特約事項	個人の場合はマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。